



子育て世帯等定住促進  
住宅取得支援事業補助金  
申請の手引き

焼津市

# 目次

---

はじめに	2
補助対象となる世帯構成	2
■詳細チェック（新規住宅）	3
■必要書類（新築住宅）	4
●詳細チェック（新規住宅（保留地））	5
●必要書類（新築住宅（保留地））	6
◆詳細チェック（建売住宅）	7
◆必要書類（建売住宅）	8
補助申請手続きの流れ	9～11
補助額の計算方法	12
問合せ先	13
注意事項	13

## はじめに

子育て世帯等定住促進住宅支援事業は、市外に住む子育て世帯及び若者夫婦世帯を対象に、本市への移住、定住を促進するため、住宅取得に係る費用を助成する制度です。

## 補助対象となる世帯構成 **※赤字が必須条件**

### 【新築住宅・建売住宅を取得する場合】

令和6年4月1日以降に住宅の取得に合わせ転入又は令和4年4月1日以降に転入し、転入日から継続して賃貸物件に居住している次のいずれかの世帯

#### ■子育て世帯

- ・ **夫婦＋未就学児の子**【＋未就学児の子の兄姉（小学生以上）＋同居人（夫婦の親など）】
- ・ **父子・母子世帯（子は未就学児）**【＋未就学児の子の兄姉（高校生以上）＋同居人（夫婦の親など）】

#### ■若者夫婦世帯

- ・ **40歳以下の夫婦のみの世帯**

※未就学児、40歳以下を判定する基準日は、「申請日の属する年度の最終日」

### 【新築（一般保留地）を取得する場合】

令和4年4月1日以降に本市の住民基本台帳に登録されている次のいずれかの世帯

#### ■子育て世帯

- ・ **夫婦＋中学生以下の子**【＋子の兄姉（高校生以上）＋同居人（夫婦の親など）】
- ・ **夫婦ともに40歳以下の世帯**【＋高校生以上の子＋同居人（夫婦の親など）】
- ・ **父子・母子世帯（子は中学生以下）**【＋子の兄姉（高校生以上）＋同居人（夫婦の親など）】

※中学生以下の子の判定日は、令和4年4月1日

満40歳以下の判定日は、令和5年3月31日

※同居人は令和4年4月1日より前から本市の住民基本台帳に登録されていても可。

## 詳細チェック |

### 【新築住宅を取得する場合】

項目	条件	チェック
世帯要件	次のいずれかに該当する。 <b>■子育て世帯</b> ・夫婦＋未就学児の子がいる世帯 ・父又は母と未就学児のいる世帯 <b>■若者夫婦世帯</b> ・満40歳以下の夫婦のみの世帯 ※未就学児及び満40歳以下の判定日は「申請日の属する年度の最終日」	
居住履歴	世帯員全員が、次のいずれかに該当する。 ①令和6年4月1日以降に、新築住宅の取得に合わせ転入する。 ただし令和6年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入する者は対象外 ②令和4年4月1日以降に転入し、転入時から継続して賃貸物件に住んでいる。	
土地の契約期間	土地の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和6年4月1日から令和9年3月31日の間である。	
住宅の契約期間	住宅の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和6年4月1日令和9年3月31日の間である。	
住宅設備	玄関・居室・台所・トイレ・浴室がある。	
契約金額	土地価格・住宅の建設費（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額が1,500万円以上である。	
所有権	土地・住宅それぞれの所有権の持ち分が、夫及び妻で合計2分の1以上である。	
定住	補助金の申請を行う年度又はその翌年度末までに対象住宅に住所を定め、引き続き10年以上居住する。	
税金	当該住宅に住む世帯員全員が市町村民税を滞納していない。	
国籍	日本国籍または永住者・特別永住者である	
暴力団	入居者が暴力団又は暴力団員と密接な関係がない	
他の補助金	過去に下記補助金の交付を受けていない ・焼津市若者世帯定住支援奨励金 ・焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・焼津市中古住宅流通促進奨励金 ・焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・焼津市子育て世帯移住定住応援事業補助金	
実績報告	交付決定を受けた場合、交付決定を受けた年度又は翌年度の末日までに実績報告を行うことができる	

# 必要書類

## 【新築住宅を取得する場合】

※問合せ先はP13参照

### 補助申請

必要書類	備考	問合せ先等
申請書	第1号様式	1
誓約書	第2号様式	1
戸籍謄本	本籍地の市区町村等で発行 ※世帯全員分	2
住民票の写し	令和4年4月1日以降の転入日から継続して賃貸物件に居住している者に限る。	2
賃貸契約書の写し		—
土地の売買契約書の写し	次の内容が確認できる部分 ①契約者氏名 ②契約金額 ③地番 ④面積 ⑤契約年月日	※保留地の場合は3
住宅の工事請負契約書の写し		—
住宅の付近見取図	住宅建設予定地が確認できる地図	—
完納証明書	世帯全員分（子どもを除く。） 申請する年の1月1日時点で住所を有する市区町村で発行。 課税あり：完納証明書 課税なし：住民税課税証明書	2

### 変更(中止)承認申請

必要書類	備考	問合せ先等
変更(中止)承認申請書	第4号様式	1
補助申請の内容変更に応じて	補助申請した内容を変更する場合、変更した箇所がわかる書類 ※詳しくは窓口へお問い合わせください。	1

### 実績報告

必要書類	備考	問合せ先等
実績報告書	第5号様式	1
住民票の写し	取得した住宅に居住する世帯員	1
土地の登記簿	全部事項証明書（取得した土地が、土地区画整理事業地内の場合、保留地証明書又は保留地権利台帳記載事項証明書及び住宅の登記の全部事項証明書とする。）	4
建物の登記簿		※保留地の場合は3
土地の領収書の写し	領収書＞振込用紙＞通帳口座	—
住宅の領収書の写し	（領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可）	—
建築確認済証の写し		—
付近見取図、配置図及び各階平面図の写し	建築確認済証に添付されています。	—



## 詳細チェック 2

### 【新築住宅（保留地）を取得する場合】

項目	条件	チェック
世帯要件	次のいずれかに該当する。 <b>■子育て世帯</b> ・夫婦＋中学生以下の子がいる世帯 ・父又は母と中学生以下の子がいる世帯 ・満40歳以下の夫婦がいる世帯 ※中学生以下の子の判定日は、令和4年4月1日 満40歳以下の判定日は、令和5年3月31日	
居住履歴	子育て世帯全員が令和4年4月1日以降に転入する（した）。 ただし、令和4年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入する（した）者は対象外	
土地の契約期間	土地の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和4年4月1日から令和7年3月31日の間である。	
住宅の契約期間	住宅の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和4年4月1日以降である。	
住宅設備	玄関・居室・台所・トイレ・浴室がある	
契約金額	一般保留地価格・住宅の建設費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額が1,000万円以上である。	
所有権	土地・住宅それぞれの所有権の持ち分が、夫及び妻で合計2分の1以上である。	
定住	補助金の申請を行う年度又はその翌年度末までに対象住宅に住所を定め、引き続き10年以上居住する。	
税金	当該住宅に住む世帯員全員が市町村民税を滞納していない。	
国籍	日本国籍または永住者・特別永住者である。	
暴力団	入居者が暴力団又は暴力団員と密接な関係がない。	
他の補助金	過去に下記補助金の交付を受けていない。 ・焼津市若者世帯定住支援奨励金 ・焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・焼津市中古住宅流通促進奨励金 ・焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・焼津市子育て世帯移住定住応援事業補助金	
実績報告	交付決定を受けた場合、交付決定を受けた年度又は翌年度の末日までに実績報告を行うことができる	

## 必要書類

### 【新築住宅（保留地）を取得する場合】

※問合せ先はP13参照

#### 補助申請

必要書類	備考	問合せ先等
申請書	第1号様式	1
誓約書	第2号様式	1
戸籍謄本	本籍地の市区町村等で発行 ※世帯全員分	2
住民票の写し	申請日時点において本市に居住している者に限る。	2
保留地の売買契約書の写し	次の内容が確認できる部分 ①契約者氏名 ②契約金額 ③地番 ④面積	3
住宅の工事請負契約書の写し	⑤契約年月日	—
住宅の付近見取図	住宅建設予定地が確認できる地図	—
完納証明書	世帯全員分（子どもを除く。） 申請する年の1月1日時点で住所を有する市区町村で発行。 課税あり：完納証明書 課税なし：住民税課税証明書	2

#### 変更（中止）承認申請

必要書類	備考	問合せ先等
変更（中止）承認申請書	第4号様式	1
補助申請の内容変更に応じて	補助申請した内容を変更する場合、変更した箇所がわかる書類 ※詳しくは窓口へお問い合わせください。	1

#### 実績報告

必要書類	備考	問合せ先等
実績報告書	第5号様式	1
住民票の写し	取得した住宅に居住する世帯員	1
土地の登記簿	保留地権利台帳記載事項証明書（南部地区） 保留地証明書（会下ノ島石津地区）	3
建物の登記簿	全部事項証明書	4
土地の領収書の写し	領収書＞振込用紙＞通帳口座	—
住宅の領収書の写し	（領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可）	—
建築確認済証の写し		—
付近見取図、配置図及び各階平面図の写し	建築確認済証に添付されています。	—

## 詳細チェック 3

### 【建売住宅を取得する場合】

項目	条件	チェック
世帯要件	次のいずれかに該当する。 <b>■子育て世帯</b> ・夫婦＋未就学児の子がいる世帯 ・父又は母と未就学児のいる世帯 <b>■若者夫婦世帯</b> ・満40歳以下の夫婦のみの世帯 ※未就学児及び満40歳以下の判定日は「申請日の属する年度の最終日」	
居住履歴	世帯員全員が、次のいずれかに該当する。 ①令和6年4月1日以降に、新築住宅の取得に合わせ転入する。 ただし令和6年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入する者は対象外 ②令和4年4月1日以降に転入し、転入時から継続して賃貸物件に住んでいる。	
住宅の要件	建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条又は第7条の2に規定する完了検査の日から1年以内のもの	
建売住宅の売買契約期間	建売住宅の売買契約日（契約書に記載された契約日）が令和6年4月1日から令和9年3月31日の間である。	
住宅設備	玄関・居室・台所・トイレ・浴室がある。	
契約金額	建売住宅の取得費（土地価格・住宅の建設費（消費税及び地方消費税を含む。）相当額）の合計額が1,500万円以上である。	
所有権	土地・住宅それぞれの所有権の持ち分が、夫及び妻で合計2分の1以上である。	
定住	補助金の申請を行う年度又はその翌年度末までに対象住宅に住所を定め、引き続き10年以上居住する。	
税金	当該住宅に住む世帯員全員が市町村民税を滞納していない。	
国籍	日本国籍または永住者・特別永住者である	
暴力団	入居者が暴力団又は暴力団員と密接な関係がない	
他の補助金	過去に下記補助金の交付を受けていない ・焼津市若者世帯定住支援奨励金 ・焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・焼津市中古住宅流通促進奨励金 ・焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金 ・焼津市子育て世帯移住定住応援事業補助金	
実績報告	交付決定を受けた場合、交付決定を受けた年度又は翌年度の末日までに実績報告を行うことができる	



# 必要書類

## 【建売住宅を取得する場合】

※問合せ先はP13参照

### 補助申請

必要書類	備考	問合せ先等
申請書	第1号様式	1
誓約書	第2号様式	1
戸籍謄本	本籍地の市区町村等で発行 ※世帯全員分	2
住民票の写し	令和4年4月1日以降の転入日から継続して賃貸物件に居住している者に限る。	2
賃貸契約書の写し		—
建売住宅売買契約書の写し	次の内容が確認できる部分 ①契約者氏名 ②契約金額 ③地番 ④面積 ⑤契約年月日	—
住宅の付近見取図	住宅建設予定地が確認できる地図	—
完納証明書	世帯全員分（子どもを除く。） 申請する年の1月1日時点で住所を有する市区町村で発行。 課税あり：完納証明書 課税なし：住民税課税証明書	2

### 変更(中止)承認申請

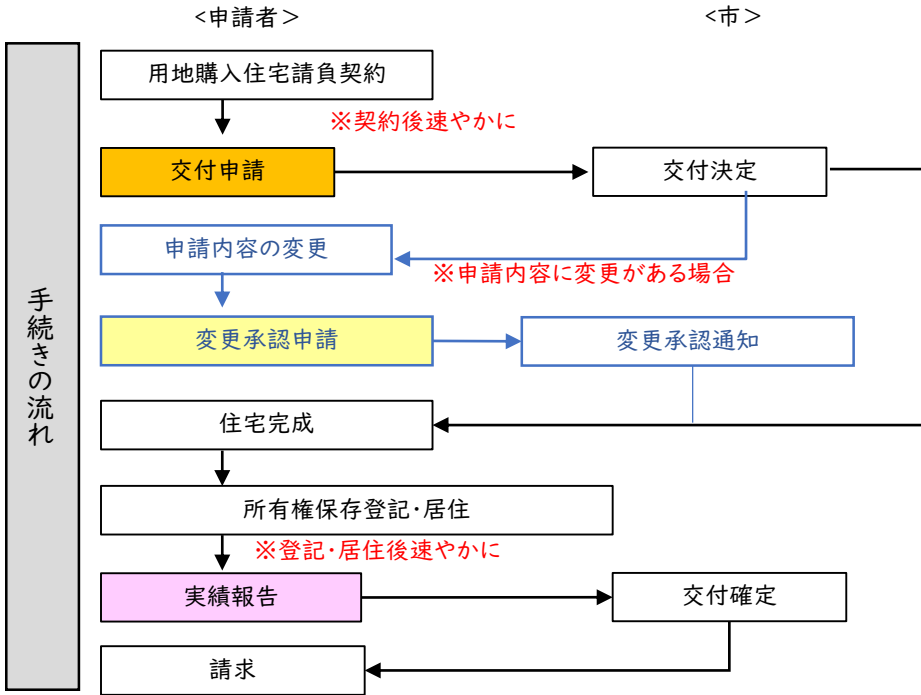
必要書類	備考	問合せ先等
変更(中止)承認申請書	第4号様式	1
補助申請の内容変更に応じて	補助申請した内容を変更する場合、変更した箇所がわかる書類 ※詳しくは窓口へお問い合わせください。	1

### 実績報告

必要書類	備考	問合せ先等
実績報告書	第5号様式	1
住民票の写し	取得した住宅に居住する世帯員	1
土地の登記簿	全部事項証明書（取得した土地が、土地区画整理事業地内の場合、保留地証明書又は保留地権利台帳記載事項証明書及び住宅の登記の全部事項証明書とする。）	4 ※保留地の場合は3
建物の登記簿		
土地の領収書の写し	領収書＞振込用紙＞通帳口座	—
住宅の領収書の写し	（領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可）	—
建築確認済証の写し		—
付近見取図、配置図及び各階平面図の写し	建築確認済証に添付されています。	—

# 補助申請手続きの流れ

## 【新築住宅を取得する場合】



手続きの流れ

交付申請

- 交付申請書添付書類
- ・誓約書（第2号様式）
  - ・世帯員等の戸籍謄本、住民票の写し（※1）
  - ※1 住民票の写しは転入日から継続して賃貸物件に居住している者に限ります。
  - ・土地の売買契約書及び住宅の工事請負契約書の写し（事業費内訳書を含む。）
  - ・住宅の付近見取り図
  - ・世帯員等の市区町村民税の完納証明書
  - ・その他に書類が必要となる場合があります。

変更承認申請

- 変更承認申請書添付書類
- ・変更内容により添付書類が異なるため、窓口へご相談ください。

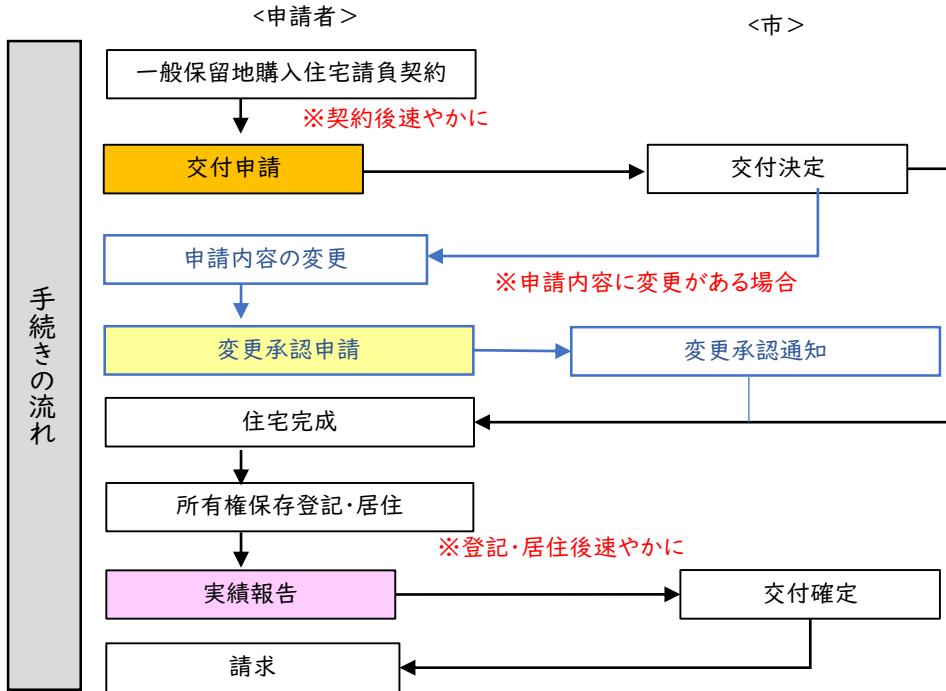
実績報告

- 実績報告書、添付書類
- ・世帯員等の住民票の写し
  - ・土地及び住宅の登記の全部事項証明書
  - ・領収書その他の土地及び住宅の取得に要した費用を負担したことがわかる書類の写し
  - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済み証その他の住宅の構造及び居住用部分の床面積がわかる書類の写し
  - ・住宅の付近見取り図、配置図及び各階平面図
  - ・その他に書類が必要となる場合があります。

添付書類

# 補助申請手続きの流れ

## 【新築住宅（保留地）を取得する場合】



手続きの流れ

交付申請

- 交付申請書添付書類
- ・誓約書（第2号様式）
  - ・世帯員等の戸籍謄本、住民票の写し（※1）  
※1 住民票の写しは申請時点で本市の住民基本台帳に登録されている者に限ります。
  - ・土地の売買契約書及び住宅の工事請負契約書の写し（事業費内訳書を含む。）
  - ・住宅の付近見取り図
  - ・世帯員等の市区町村民税の完納証明書
  - ・その他に書類が必要となる場合があります。

変更承認申請

- 変更承認申請書添付書類
- ・変更内容により添付書類が異なるため、窓口へご相談ください。

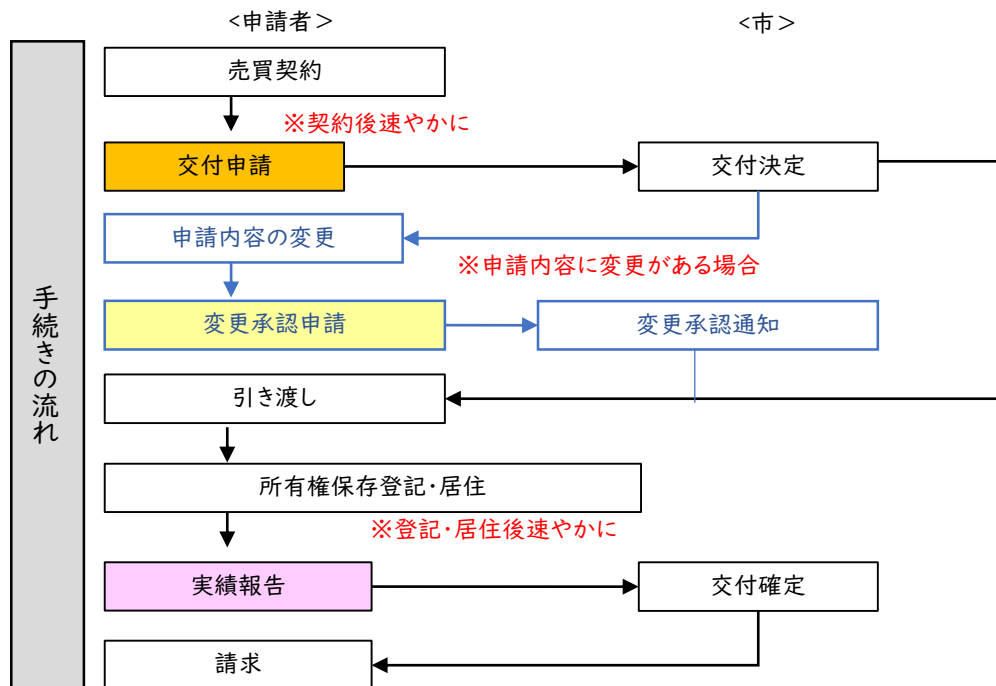
実績報告

- 実績報告書、添付書類
- ・世帯員等の住民票の写し
  - ・土地の保留地証明書又は保留地権利台帳記載事項証明書及び住宅の登記の全部事項証明書
  - ・領収書その他の土地及び住宅の取得に要した費用を負担したことがわかる書類の写し
  - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済み証その他の住宅の構造及び居住用部分の床面積がわかる書類の写し
  - ・住宅の付近見取り図、配置図及び各階平面図
  - ・その他に書類が必要となる場合があります。

添付書類

# 補助申請手続きの流れ

## 【建売住宅を取得する場合】



手続きの流れ

交付申請

交付申請書添付書類

- ・誓約書（第2号様式）
- ・世帯員等の戸籍謄本、住民票の写し（※1）  
※1 住民票は転入日から継続して賃貸物件に居住している者に限ります。
- ・土地の売買契約書及び住宅の工事請負契約書の写し（事業費内訳書を含む。）
- ・住宅の付近見取り図
- ・世帯員等の市区町村民税の完納証明書
- ・その他に書類が必要となる場合があります。

変更承認申請

変更承認申請書添付書類

- ・変更内容により添付書類が異なるため、窓口へご相談ください。

実績報告

実績報告書、添付書類

- ・世帯員等の住民票の写し
- ・土地及び住宅の登記の全部事項証明書
- ・領収書その他の土地及び住宅の取得に要した費用を負担したことがわかる書類の写し
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認済み証その他の住宅の構造及び居住用部分の床面積がわかる書類の写し
- ・住宅の付近見取り図、配置図及び各階平面図
- ・その他に書類が必要となる場合があります。

添付書類

## 補助額の計算方法

補助額の計算方法は、次のとおりです。

なお、計算した補助額に1万円未満の端数がある場合には、切り捨てます。

### 【新築住宅を取得する場合】

#### ■子育て世帯（最大 100万円）

$(\text{土地価格} + \text{建物建設費}(\ast)) - 1,500\text{万円}) \times 10\%$

#### ■若者夫婦世帯（最大 50万円）

$(\text{土地価格} + \text{建物建設費}(\ast)) - 1,500\text{万円}) \times 10\%$

### 【新築住宅（保留地）を取得する場合】

#### ■子育て世帯（最大 100万円）

保留地価格の10%

### 【建売住宅を取得する場合】

#### ■子育て世帯（最大 100万円）

$(\text{土地価格} + \text{建物建設費相当額}(\ast)) - 1,500\text{万円}) \times 10\%$

#### ■若者夫婦世帯（最大 50万円）

$(\text{土地価格} + \text{建物建設費相当額}(\ast)) - 1,500\text{万円}) \times 10\%$

※・・・消費税及び地方消費税を含みます。

## 問合せ先

No	部署名			
1	焼津市役所	誘致戦略課	054-626-9411	焼津市本町2-16-32
2		市民課	054-626-1116	
3		区画整理課 南部担当	054-626-9413	
3		会下ノ島石津担当	054-626-2167	
4	静岡法務局	藤枝支局	054-641-1557	藤枝市青木1-4-1

## 注意事項

- この手引きに記載がない内容でも、この制度の目的に合致しないと判断された場合、補助金は交付されません。
- 補助金は一時所得になるため、確定申告が必要です。所得税や住民税などの対象となりますので、あらかじめ考慮しておくことをお勧めします。  
※詳細は税務署へお問い合わせください。
- 交付決定後であっても、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたときは、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。





